【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（特別の関係）

**第十四条の七**　法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　夫婦の関係

二　会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

四　その他前三号に掲げる関係に準ずるものとして内閣府令で定める関係

２　夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項及びこの項の規定を適用する。

４　第四条の四第三項の規定は、第一項第二号及び前二項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

【平成20年7月4日 政令第219号】

（改正後）

（特別の関係）

**第十四条の七**　法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　夫婦の関係

二　会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

四　その他前三号に掲げる関係に準ずるものとして内閣府令で定める関係

２　夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項及びこの項の規定を適用する。

４　第四条の四第三項の規定は、第一項第二号及び前二項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

（改正前）

（特別の関係）

**第十四条の七**　法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　夫婦の関係

二　会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

四　その他前三号に掲げる関係に準ずるものとして内閣府令で定める関係

２　夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項及びこの項の規定を適用する。

（４　新設）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（特別の関係）

**第十四条の七**　法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　夫婦の関係

二　会社の総株主等の議決権　の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

四　その他前三号に掲げる関係に準ずるものとして内閣府令で定める関係

２　夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項及びこの項の規定を適用する。

（改正前）

（特別の関係）

**第十四条の七**　法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　夫婦の関係

二　会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。以下この条、第十五条の二及び第十九条の三において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

四　その他前三号に掲げる関係に準ずるものとして内閣府令で定める関係

２　夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】

（改正後）

（特別の関係）

**第十四条の七**　法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　夫婦の関係

二　会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。以下この条、第十五条の二及び第十九条の三において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

四　その他前三号に掲げる関係に準ずるものとして内閣府令で定める関係

２　夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（改正前）

（特別の関係）

**第十四条の七**　法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　夫婦の関係

二　会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。以下この条、第十五条の二及び第十九条の三において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

（四　新設）

２　夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（特別の関係）

**第十四条の七**　法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　夫婦の関係

二　会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。以下この条、第十五条の二及び第十九条の三において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（改正前）

（特別の関係）

**第十四条の七**　法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　夫婦の関係

二　会社の総株主又は総社員の議決権（法第五十九条第二項に規定する議決権をいう。以下この条及び第十九条の三において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】

（改正後）

（特別の関係）

**第十四条の七**　法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　夫婦の関係

二　会社の総株主又は総社員の議決権（法第五十九条第二項に規定する議決権をいう。以下この条及び第十九条の三において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（改正前）

（特別の関係）

**第十四条の七**　法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　夫婦の関係

二　会社の発行済株式の総数又は出資の総額（それぞれ議決権のあるものに限る。以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　夫婦が合わせて会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】

（改正後）

（特別の関係）

**第十四条の七**　法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　夫婦の関係

二　会社の発行済株式の総数又は出資の総額（それぞれ議決権のあるものに限る。以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　夫婦が合わせて会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（改正前）

（特別の関係）

**第十四条の七**　法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　夫婦の関係

二　会社の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　夫婦が合わせて会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第244号】 （改正なし）

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（特別の関係）

**第十四条の七**　法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　夫婦の関係

二　会社の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　夫婦が合わせて会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（改正前）

（特別の関係）

**第十四条の七**　法第二十七条の二十三第五項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　夫婦の関係

二　会社の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　夫婦が合わせて会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 政令第228号】 （改正なし）

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】

（改正後）

（特別の関係）

**第十四条の七**　法第二十七条の二十三第五項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　夫婦の関係

二　会社の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　夫婦が合わせて会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（改正前）

（新設）